

第8章

計画の推進体制と評価の実施

1	計画の推進体制	345
2	施策の評価と評価結果の公表	345

1 計画の推進体制

この度の計画については、広島県医療審議会に諮問し、同審議会保健医療計画部会において具体の検討を行いました。

特に、重点的に取り組む分野である5疾病、6事業及び在宅医療や医療従事者の確保対策等については、県医師会、広島大学、県及び広島市で構成する「広島県地域保健対策協議会」や県が設置する各種会議等での議論を踏まえています。

また、二次保健医療圏ごとの地域計画については、市郡地区医師会、医療機関及び市町などで構成する各圏域の「圏域地域保健対策協議会」や「地域医療構想調整会議」での議論を踏まえています。

本計画の推進に当たっても、これらの会議の枠組を通じて、県民の理解と協力のもと、関係団体等と連携を図りながら、“県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができる”保健医療提供体制の構築を図るため、総合的に施策を推進していきます。

2 施策の評価と評価結果の公表

毎年度、数値目標の年次推移や施策の取組状況を広島県医療審議会に報告するとともに、評価を行い、必要に応じて施策の見直しを図るなど、「PDCA（plan-do-check-action）サイクル」を効果的に機能させます。

全県及び二次保健医療圏における計画の進捗状況及び評価結果については、県のホームページ等において公表します。

